

学校法人明治大学公益通報に関する規程

2022年6月22日制定

2022年度規程第10号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、法令違反行為等の早期発見、防止及び是正を図るため、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、学校法人明治大学（以下「本法人」という。）及び本法人が設置する学校その他の教育・研究機関（以下「本大学」という。また、本法人と本大学を併せて「本学」と総称する。）における公益通報の処理体制及び公益通報者の保護、その他必要な事項（以下「公益通報制度」という。）について定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 本学の教員、教諭、職員、明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程（2005年度規程第29号）第2条に規定する研究推進員及び研究支援者その他本法人に雇用されている者をいう。
- (2) 派遣労働者等 本法人と労働者派遣契約又は業務委託契約を締結した事業者の労働者をいう。
- (3) 特定受託業務従事者 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第2条第2項に規定する者をいう。
- (4) 退職者等 前3号のいずれかであった者のうち、退職の日又は契約期間終了の日から1年以内のものをいう。
- (5) 役員 本法人の理事及び監事並びに本法人と労働者派遣契約又は業務委託契約を締結した事業者の役員をいう。
- (6) 通報対象事実 法第2条第3項に定義する事実をいう。
- (7) 不正行為 通報対象事実を生じる、又は生じさせようとする行為をいう。
- (8) 公益通報 不正行為に関して、本法人の設置する通報窓口に対してなされる通報をいう。
- (9) 通報者 前号の公益通報を行った者をいう。
- (10) 被通報者 不正行為に関して前号の通報者により通報された者及び第13条に定める調査の過程で不正行為への関与が認められた者をいう。

(責任体制)

第3条 本学における公益通報制度に係る総括的責任を有する者として最高責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 最高責任者の下に公益通報制度全般を統括する者として通報統括責任者を置き、コンプライアンス推進にかかわる業務を担当する常勤理事（以下「コンプライアンス担当理事」という。）をもって充てる。ただし、理事の不正行為に関する事項の場合の通報統括責任者は、常勤監事をもって充てる。

3 通報統括責任者の下に公益通報制度の実務に関する責任を負うものとして実務責任者を置き、監査室長をもって充てる。

(公益通報対応業務従事者)

第4条 最高責任者は、公益通報の受付、当該公益通報に係る調査及びその是正に必要な措置を講ずる業務の全部又は一部（以下「公益通報対応業務」という。）に従事する者を、法が規定する公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定める。

2 前項に基づいて従事者を定めた場合、最高責任者は、当該従事者に対し、書面によりその旨を通知するとともに、守秘義務に関する責任その他必要な事項を通知する。

3 最高責任者は、公益通報された事案に関係する者等、公益通報対応業務の公正な実施を阻害するおそれのある者を従事者として定めてはならない。

第2章 公益通報

(通報を行うことができる者)

第5条 公益通報を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教職員等
- (2) 派遣労働者等
- (3) 特定受託業務授業者
- (4) 退職者等
- (5) 役員

(通報対象)

第6条 公益通報の対象は、本学の業務若しくは部署における不正行為又は役員、教職員等、派遣労働者等若しくは特定受託業務従事者の不正行為に関する通報とする。ただし、原則として次の各号に規定するものを除く。

- (1) 明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程（2000年度規程第3号）に規定するキャンパス・ハラスメントに関する相談

- (2) 明治大学における研究費の適正管理に関する規程（２００７年度規程第４１号）に規定する研究費の不正使用に関する通報
- (3) 研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程（２００７年度規程第４２号）に規定する研究活動の不正行為に関する通報
- (4) 明治大学利益相反マネジメント規程（２０１６年度規程第２６号）に規定する利益相反行為に関する相談
(通報窓口)

第７条 本学における公益通報並びにそれに関する質問及び相談に対応するため、監査室（以下「学内通報窓口」という。）及び本法人が指定する学外の機関（以下「学外通報窓口」という。）に通報窓口を置く。

- 2 従事者以外の役員及び教職員等が通報者から公益通報等を受けた場合、当該通報者に対し、前項の通報窓口に公益通報すべき旨を教示しなければならない。
- 3 前条各号に掲げる通報を受けた通報窓口は、前条各号に掲げる校規に定められている窓口に通報を送達し、必要に応じて当該通報の取扱いについて協議するものとする。

（公益通報の方法）

第８条 公益通報をするには、通報者が氏名、所属、連絡先及び通報対象事実を、所定のWEBフォーム、書面、電子メール又はファクシミリの方法によって通報窓口伝えるものとする。

- 2 前項にかかわらず、匿名による公益通報を行うことができる。この場合において、当該公益通報には通報対象事実があると信じるに足る相当な根拠を必要とする。
- 3 公益通報の撤回をするには、第１項の通報者が、通報を行った日から第１０条第７項に定める期間までに、当該公益通報を撤回する事由を、書面、電子メール又はファクシミリの方法によって通報窓口伝えるものとする。

（公益通報の受付）

第９条 通報窓口は、公益通報が行われたときは、当該公益通報について通報対象事実を確認した上で、これを受け付ける。

- 2 通報窓口は、当該通報が、第５条に定める者の意思に基づき、他の者（第５条に定める者に限る）が代行したと認められる場合には、これを受け付けることができる。この場合において、代行して通報を行った者を第２条に定める通報者とする。
- 3 通報窓口は、通報者の身分等を確認する必要があると認めた場合、通報者に対して身分確認又は本人確認ができる書類の提示、提出等を求めるこ

とができる。ただし、匿名を希望する通報者への身分確認については、要否を十分に検討の上、その確認方法についても匿名性に配慮する。

- 4 通報窓口は、当該公益通報の内容について、より詳細な事実を確認する必要があると認めた場合、通報者に対して電話、面談等による確認又は書類の提示、提出等を求めることができる。
- 5 通報窓口は、通報者に対して当該公益通報を受け付けた旨の通知をすることにより、受付を終了する。ただし、通報者の連絡先が不明の公益通報又は匿名による公益通報については、通知を要しない。
- 6 学外通報窓口は、第1項又は第2項の規定により公益通報を受け付けたときは、学内通報窓口はその旨を報告しなければならない。
- 7 学内通報窓口及び学外通報窓口利用者からの通報により得た情報は、本法人が別に定める範囲以外に共有しないものとする。
- 8 前項の規定に反し、学内通報窓口及び学外通報窓口利用者からの通報により得た情報が別に定める範囲以外に共有された場合、通報統括責任者は適切な救済・回復の措置をとらなければならない。

(調査実施の判断)

第10条 学内通報窓口は、前条の規定により公益通報を受け付けたときは、実務責任者を通じて、速やかに文書にて通報統括責任者に報告する。

- 2 通報統括責任者は、前項の報告を受けたときは、実務責任者及び従事者と協議を行い、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、学校法人明治大学コンプライアンス審査委員会設置要綱（2026年度例規第5号）第4条に規定する学校法人明治大学コンプライアンス審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員長に対し、受け付けた通報の事実確認及び調査の要否に関する決定を行うための審査委員会の招集を要請する。なお、通報統括責任者は必要に応じて、他の常勤理事及び外部の有識者に意見を求めることができる。
 - (1) 第5条に規定する通報を行うことができる者以外からの通報の場合
 - (2) 第6条に規定する通報対象以外の通報の場合
 - (3) 具体性又は特定性を欠き、調査の端緒とすることができない場合
 - (4) 不正行為に係るものでないことが明らかであり、公益通報に該当しない場合
 - (5) 第8条第1項の通報対象事実と第9条第4項の規定により通報窓口が求めた情報等に整合性がない場合
- 3 審査委員会の委員長は、前項の決定について、文書により通報統括責任者に報告する。

- 4 通報統括責任者は、第2項の通報統括責任者又は審査委員会の決定について、文書により最高責任者に報告する。
- 5 通報統括責任者は、審査委員会において事実確認及び調査が必要であると決定された場合、通報者に対して、通報を受け付けた通報窓口を通じて、その旨を速やかに通知しなければならない。ただし、通報者の連絡先が不明な場合又は通報者が匿名の場合、この限りでない。
- 6 通報統括責任者は、第2項各号のいずれかに該当する場合又は、審査委員会において事実確認及び調査が不要であると決定された場合、通報者に対して、通報を受け付けた通報窓口を通じて、調査を実施しないこと及びその理由を速やかに通知しなければならない。ただし、通報者の連絡先が不明な場合又は通報者が匿名の場合、この限りでない。
- 7 前2項に定める通報者に対する通知は、通報窓口が通報を受け付けた日から原則として20日以内に行うものとする。
- 8 前項の場合において、前項の期間内に当該通報者に通知ができない合理的な理由があるときは、前項の期間を延長することができる。この場合において、その旨及び想定される延長期間並びにその期間を延長する理由を前項の期間内に当該通報者に通知するものとする。

第3章 調査

(調査の依頼)

第11条 通報統括責任者は、審査委員会において事実確認及び調査が必要であると決定された場合、速やかに調査を担当するものとして本学が指名する弁護士、弁護士法人又は法律事務所（以下「調査担当者」という。）に調査を依頼する。

- 2 通報統括責任者は、必要に応じて、実務責任者又は従事者に調査担当者の補佐を命じることができる。

(調査の内容)

第12条 調査担当者へ依頼する調査の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 不正行為の事実調査
- (2) 不正行為の認定
- (3) 不正行為の原因分析と関与者の範囲の認定
- (4) 不正行為に関わる懲戒処分の要否及び量定の提案

(調査の実施)

第13条 調査担当者は、調査の依頼を受けた場合、遅滞なく調査を開始しなければならない。

- 2 調査担当者は、書類調査、実地調査、関係者からの聴取その他適切な方

法により調査を行う。

- 3 調査担当者は、調査のために専門的な知識、経験又は技術が必要であると判断した場合、通報統括責任者の承認を得て、外部の有識者又は専門機関に意見を求め、又はその協力を受けることができる。
- 4 調査担当者は、調査に当たり、通報者、被通報者、調査の協力を求めた者（以下「調査協力者」という。）及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。
- 5 役員、教職員等、派遣労働者等及び特定受託業務従事者は、調査担当者から、調査の協力を求められた場合、正当な理由なく、これを拒否してはならない。
- 6 派遣元及び受託業者は、調査担当者から調査の協力を求められた場合、これに協力するものとする。
- 7 役員、教職員等、派遣労働者等及び特定受託業務従事者は、調査を受けるに当たり、誠実に対応するものとする。
- 8 調査は依頼を受けた日から、原則として6か月以内に終了するものとする。ただし、通報統括責任者は、第10条第7項の規定による通知をした日から3か月を経過しても調査が終了しない場合には、通報を受け付けた通報窓口を通じて、当該通報者及び当該被通報者に対して、想定される調査終了時期を通知するよう努めるものとする。

（調査を行わない特例）

第14条 前条の規定にかかわらず、通報統括責任者は、次の各号に定める場合、当該公益通報に係る手続きを終結させることができる。

- (1) 通報者が第8条第3項の規定により公益通報を撤回した場合
 - (2) 審査委員会において本学の他の校規に基づき処理することが適切であると判断した場合
- 2 通報統括責任者は、前項第2号の規定に基づき、手続きを終結させたときは、通報者に対し、通報を受け付けた通報窓口を通じて、速やかに通知するものとする。
 - 3 通報統括責任者は、第1項の規定に基づき、手続きを終結させたときは、文書により最高責任者に報告する。

（調査結果の報告）

第15条 調査担当者は、調査の終了後、当該調査の結果に基づき報告書を作成し、直ちに通報統括責任者に報告しなければならない。

- 2 通報統括責任者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、その結果について、直ちに審査委員会に報告の上、文書により最高責任者に報告す

る。

（是正措置）

第16条 最高責任者は、調査の結果、当該公益通報が事実であると認められるときは、不正行為に関与している組織を所管する常勤理事（以下「担当理事」という。）及びコンプライアンス担当理事に対して、直ちに当該不正行為を中止させ、遅滞なく是正措置及び再発防止措置その他必要な措置（以下「是正措置」という。）の実施方針を策定し、当該実施方針を報告するように命じなければならない。

- 2 担当理事は、通報者及び被通報者に対し、前項の是正措置を、通報者、被通報者、調査協力者及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報を受け付けた通報窓口を通じて、速やかに通知するものとする。第6項に規定する追加の是正措置も、同様とする。
- 3 前項の場合において、担当理事は、必要に応じて、関連する部署を通じて、関係行政機関へ報告を行う。
- 4 従事者以外の者に是正措置を講じさせる場合であって、当該是正措置を講じる者に対して、通報者を特定させる事項が伝達されるときは、最高責任者は、当該是正措置を講じる者を従事者として定める。
- 5 前項の規定による当該従事者への通知については、第4条第2項の規定を準用する。
- 6 最高責任者は、是正措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していないことが判明した場合には、担当理事及びコンプライアンス担当理事に対して、追加の是正措置の実施方針を策定し、当該実施方針を報告するように命じなければならない。

（違反者への処分）

第17条 前条の場合において、通報統括責任者は、審査委員会の委員長に対し、不正行為を行った被通報者について、事実確認及び調査の結果に基づく懲戒相当性に関する決定を行うための審査委員会の招集を要請する。

- 2 審査委員会の委員長は、前項の審査委員会の決定について、文書により通報統括責任者に報告する。
- 3 通報統括責任者は、第1項の審査委員会の決定について、文書により最高責任者に報告する。
- 4 担当理事は、不正行為を行った被通報者について、学長若しくは校長又は総務担当常勤理事に対し、学校法人明治大学教職員懲戒規程（2023年度規程第30号）に基づく処分、本法人の校規に基づく措置その他処分が相当である旨を進達するものとする。

(調査結果の通知)

第18条 通報統括責任者は、通報者及び被通報者に対し、調査結果を、通報者、被通報者、調査協力者及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報を受け付けた通報窓口を通じて、速やかに通知するものとする。ただし、被通報者において第13条第2項に定める聴取等を受けず、かつ、不正行為に関与していない場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、通知する内容は、第12条第1号から第3号までの事項とする。

3 通報統括責任者は、第10条第2項の規定により、調査の実施について他の常勤理事に意見を求めた場合、必要に応じて、当該理事に対し、調査結果を、通報者、被通報者、調査協力者及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、開示することができる。

(異議の申立て)

第19条 通報者又は被通報者は、前条第1項の通知に不服があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に、通報を受け付けた通報窓口を通じて通報統括責任者に対して異議を申し立てることができる。

2 前項により、異議を申し立てる者は、氏名、不服の内容及び理由を記載した異議申立書及び通知された調査結果に誤りがあることを示す資料（以下「異議申立書等」という。）を、書面、電子メール又はファクシミリの方法によって、提出するものとする。

3 通報窓口は、異議申立てを行った者に対して、当該異議申立てを受け付けた旨の通知をすることにより、受付を終了する。

4 通報窓口は、前項の規定により異議申立てを受け付けたときは、実務責任者を通じて、速やかに文書で通報統括責任者に報告する。

5 通報統括責任者は、前項の報告を受けたときは、審査委員会の委員長に対し、異議申立てへの対応に関する決定を行うための審査委員会の招集を要請する。なお、通報統括責任者は必要に応じて、調査担当者、他の常勤理事及び外部の有識者に意見を求めることができる。

6 審査委員会の委員長は、前項の審査委員会の決定について、文書により通報統括責任者に報告する。

(追加調査を実施しない場合)

第20条 通報統括責任者は、前条第1項に規定する異議申立てがなかったとき又は審査委員会において追加調査が不要であると決定されたときは、当該公益通報に関する最終調査結果（以下「最終調査結果」という。）をと

りまとめ、直ちに文書により最高責任者に報告する。

- 2 通報統括責任者は、通報者及び被通報者に対し、最終調査結果を、通報者、被通報者、調査協力者及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報を受け付けた通報窓口を通じて、速やかに通知するものとする。
- 3 前条第1項の規定により、異議申立てを行った者は、前項の規定により通知された最終調査結果に対し、再度異議申立てを行うことはできない。
- 4 通報統括責任者は、前条第5項の規定により、追加調査の実施について他の常勤理事に意見を求めた場合、必要に応じて、当該理事に対し、最終調査結果を、通報者、被通報者、調査協力者及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、開示することができる。
- 5 通報統括責任者は、必要に応じて、調査協力者に対し、最終調査結果を、通報者、被通報者、調査協力者及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報を受け付けた通報窓口を通じて、通知することができる。

(追加調査を実施する場合)

第21条 通報統括責任者は、審査委員会において追加調査が必要であると決定された場合、通報者及び被通報者に対して、通報を受け付けた通報窓口を通じて、その旨を速やかに通知しなければならない。ただし、通報者の連絡先が不明な場合又は通報者が匿名の場合、この限りでない。

- 2 前項に定める通報者及び被通報者に対する通知は、通報窓口が異議申立てを受け付けた日から原則として20日以内に行うものとする。
- 3 第10条第8項、第11条から第13条まで、第15条及び第20条第2項から第5項までの規定は、第1項の追加調査について準用する。この場合において、第10条第8項中「前項」とあるのは「第21条第2項」と、「当該通報者」とあるのは「当該通報者及び被通報者」と、第13条第8項中「6か月」とあるのは「2か月」と、「3か月」とあるのは「1か月」と、第15条第2項中「その結果について」とあるのは「最終調査結果をとりまとめ」と読み替えるものとする。

第4章 義務、禁止事項その他

(利益相反の排除)

第22条 最高責任者、通報統括責任者及び実務責任者は、この規程に定めるところにより公益通報制度を適切に運用する義務を負う。この場合において、自らが関係する事案について公益通報があったときは、これに関与することができない。

- 2 最高責任者は、第13条に定める調査の過程において、当該公益通報について自らの関係が認められるとの事実が判明した場合、学校法人明治大学寄附行為第14条第6項の規定を準用し、他の理事に最高責任者の職務を代行させなければならない。
- 3 最高責任者は、第13条に定める調査の過程において、当該公益通報について通報統括責任者の関係が認められるとの事実が判明し、その報告を実務責任者から受けた場合、速やかに、通報統括責任者を常勤監事に変更しなければならない。
- 4 通報統括責任者は、第13条に定める調査の過程において、当該公益通報について実務責任者の関係が認められるとの事実が判明し、その報告を調査担当者から受けた場合、速やかに、実務責任者の任務を兼務しなければならない。

(通報者等の保護)

第23条 本法人並びに役員、教職員等、派遣労働者等及び特定受託業務従事者は、通報窓口質問又は相談を行った者及び通報者に対し、通報窓口質問若しくは相談を行ったこと又は公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱い又は嫌がらせをしてはならない。

- 2 本法人並びに役員、教職員等、派遣労働者等及び特定受託業務従事者は、調査協力者に対し、調査に協力したことを理由として、不利益な取扱い又は嫌がらせをしてはならない。
- 3 通報統括責任者は、当該事案に関する調査の完了後、通報者の連絡先が分からない場合を除いて通報者が不利益な取扱い又は嫌がらせを受けていないかを把握する措置を講じなければならない。
- 4 前項の措置により、通報者から不利益な取扱い又は嫌がらせを受けている旨の報告があった場合、通報統括責任者の指示により、監査室が主となり関連部署と共同で事実関係の調査を行い、その調査結果を通報統括責任者及び最高責任者に報告する。
- 5 前項の調査の結果、通報者に対する不利益な取扱い又は嫌がらせの事実が確認された場合、本法人は、その行為者に対してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に遡及して解消させるとともに、通報者の職場環境の保全を行わなければならない。
- 6 第1項及び第2項の規定に違反する事実が確認された場合、本法人は、適切な救済及び回復の措置を講じなければならない。
- 7 前各項の規定は、匿名で公益通報を行った後、何らかの事情により特定された通報者及び第9条第2項で定める通報を代行された者についても適

用する。

8 通報者が匿名の場合、本法人は、本条に定める義務を免れる。

(通報及び調査等妨害の禁止)

第24条 役員、教職員等、派遣労働者等及び特定受託業務従事者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 通報者が通報窓口に通報することを妨げる行為

(2) 通報内容に関する証拠の毀損、隠匿及び改ざん並びに調査における虚偽の答弁及び事実の隠蔽、その他調査の妨げとなる行為

(3) 通報者の特定を試みる行為

(不当通報の禁止)

第25条 通報者は、不正の利益を得る目的、本学及び第三者に損害を加える目的、他人を誹謗中傷する目的、その他不正の目的で行う通報並びに虚偽の通報等誠実性を欠く通報（以下「不当通報」という。）を行ってはならない。

2 前項に定める不当通報の通報者は、第23条第1項から第5項までの規定を適用しない。

(守秘義務)

第26条 通報者及び被通報者は、公益通報の内容、調査の進捗状況、調査の結果、その他公益通報に関する情報について、正当な理由なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。当該事案が終了した後も同様とする。ただし、法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

2 通報窓口、調査協力者、その他通報に関与した通報者以外の者は、通報者の情報、公益通報の内容、調査の進捗状況、調査の結果、その他公益通報に関する情報（以下「公益通報関連情報」という。）について、正当な理由なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。役員、教職員等、派遣労働者等又は特定受託業務従事者でなくなった後も同様とする。ただし、次の各号により開示する場合は、この限りでない。

(1) 法令に基づき開示する場合

(2) 調査又は是正措置を実施するため、やむを得ず公益通報関連情報を開示する必要があると通報統括責任者が判断した場合

3 前項に基づき公益通報関連情報を開示する場合、通報者に対して予め開示する目的、範囲、氏名及び開示することによって生じ得る不利益について書面で説明しなければならない。

(措置)

第27条 本法人は、第9条第7項、第13条第7項及び第22条から第2

6条までの定めに違反した者に対して、校規等に基づき、適切な措置を講じる。

(教育・周知・啓発)

第28条 コンプライアンス担当理事は、法及び本法人の公益通報制度について、教職員等、派遣労働者等、特定受託業務従事者、退職者等及び役員に対する周知・啓発を行わなければならない。

2 コンプライアンス担当理事は、従事者に対し、通報者を特定させる事項の取扱いについて、十分な教育を行わなければならない。

(運用実績の開示)

第29条 コンプライアンス担当理事は、通報窓口寄せられた公益通報に関する運用実績の概要を、通報者、被通報者、調査協力者及び利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、本法人の役員、教職員等、派遣労働者等及び特定受託業務従事者に開示しなければならない。

(記録の保管)

第30条 学内通報窓口は、公益通報に関する質問及び相談、同通報への対応に対する記録を作成し、通報者等の秘密等の保護に配慮しつつ、文書の整理及び保存に関する規程（昭和43年規程第28号）に定めるところにより、適切な期間保管しなければならない。

(公益通報制度の点検、評価及び改善)

第31条 コンプライアンス担当理事は、本法人の公益通報制度について、定期的に点検及び評価を行うとともに、必要に応じて改善を行う。

(外部通報への準用)

第32条 この規程は、法第3条第1項第2号及び第3号並びに法第6条第1項第2号及び第3号に規定する公益通報により調査及び是正措置が必要な場合において準用する。

(所管部署)

第33条 この規程に関する事務は、監査室が行うものとする。

(その他)

第34条 この規程に定めるもののほか、その他必要な事項は別に定める。

附 則（2022年度規程第10号）

(施行期日)

1 この規程は、2022年6月23日から施行し、2022年6月1日から適用する。ただし、第5条から第27条までの規定は2022年10月1日から施行する。

(検討)

- 2 この規程は、施行の日より1年以内に検討を加え、必要に応じて改正するものとする。

(通達第2857号)

附 則 (2023年度規程第15号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2023年9月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日の前日までに第9条第1項の規定により通報窓口が受け付けた公益通報については、改正後の第20条第4項及び第5項(第21条第3項において準用する場合を含む。)を除き、なお従前の例による。

(通達第2948号)(注 消費者庁の指摘事項及び実態に即した運用に対応するため並びに用語の整理に伴う改正)

附 則 (2024年度規程第44号)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

(通達第3111号)(注 学校法人明治大学寄附行為及び学校法人明治大学寄附行為施行規則の改正に伴い関連する条項を改めるための改正)

附 則 (2025年度規程第52号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2026年3月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日の前日までに第11条第1項の規定に基づく調査の依頼を行った事案については、改正後の第17条を除き、なお従前の例による。

(通達第3222号)(注 調査担当者への依頼内容、処分の根拠となる校規及び調査結果の通知内容の見直しに伴う改正)

附 則 (2026年度規程第11号)

この規程は、2026年10月1日から施行する。ただし、特定受託業務従事者に係る改正規定及び第32条の改正規定については、同年12月1日から施行する。

(通達第3248号)(注 公益通報者保護法の改正並びにコンプライアンス違反通報、公益通報及びキャンパス・ハラスメント相談対応体制の見直し等に伴う改正)